

小売電気事業者 様

北海道総務部イノベーション推進局
財産活用課保全担当課長

低圧電力需給契約に係る参加意向調査について

北海道における庁舎維持管理業務に関しましては、日ごろから種々の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、北海道では、電力需給契約について、競争による契約を行っております。

つきましては、貴社の北海道内での供給メニュー及び供給実績等について、情報の提供をお願いしたいと存じますので、御多忙中恐縮ではございますが、別紙「低圧電力契約希望調書」により、令和7年(2025年)12月24日(水)までに回答いただきますようお願いいたします。

締切り後に、新たに参加を希望される場合又は回答内容に変更があった場合は、随時提出してください。

本調査は、北海道内の出先機関が、低圧電力について、随意契約により需給契約を締結するために見積書の提出をお願いする際の参考資料となります。随意契約による契約を希望されない場合は、回答いただく必要はありません。

なお、一般競争入札による電力需給契約については、個別に告示した上で、入札参加資格の審査を行いますので、本調査にかかわらず審査申請が可能です。

不明な点につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

記

1 回答方法

随意契約により、北海道（道内の出先機関を含む。）との電力需給契約の締結を希望する場合は、別添ファイルを電子メールで提出してください。様式は、北海道総務部イノベーション推進局財産活用課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gzs/114999.html>)からダウンロードし、エクセル形式のまま、下記担当者欄のメールアドレスに送信してください。

【連絡先】

総務部イノベーション推進局財産活用保全係

主査 土畑 俊輔

TEL 011-204-5120 (直通)

E-mail tsuchihata.syunsuke@pref.hokkaido.lg.jp

北海道における低圧電力需給契約参加意向調査について(留意事項)

北海道では、電力需給契約について、競争入札参加資格者名簿を作成していません。

そのため、契約締結を希望する小売電気事業者様に、予め「低圧電力契約希望調書」を提出していただくこととしています。

各所属の契約担当者は、この調書を参考に、随意契約のための見積書の提出を依頼します。

なお、一般競争入札については、各所属の契約担当者が告示及び資格審査を行いますので、この調書とはかかわりなく参加資格審査申請を行うことができます。

【留意事項】

- 1 随意契約とは、1契約の年間需要予定額が160万円以下の契約です。1契約には、複数の供給地点を含むことがあります。
- 2 この調書の提出により、見積合わせへの参加及び発注を保証するものではありません。
- 3 この調書の提出により、見積合わせへの参加を義務付けるものではなく、見積書の提出を辞退しても、一切の不利益はありません。
- 4 提出されたデータは、一覧表にして、全道の契約担当者に配付されます。
- 5 提出済みの登録データに変更があった場合は、随時メールで提出してください。
- 6 随意契約により、北海道（道内の出先機関を含む。）との低圧電力需給契約の締結を希望しない場合は提出不要です。